

令和4年4月1日
保険適用

令和3年度

令和4年度

パターン①

採卵準備 ⇒ 採卵 ⇒ 男性不妊治療 ⇒ 受精 ⇒ 胚移植 ⇒ 妊娠確認

男性不妊治療の開始日が令和4年4月1日以降であっても、妻の採卵準備の開始日が令和4年3月31以前である場合。

パターン②

男性不妊治療 ⇒ 採卵準備 ⇒ 採卵 ⇒ 受精 ⇒ 胚移植 ⇒ 妊娠確認

妻の採卵準備の開始日が令和4年4月1日以降であっても、男性不妊治療の開始日が令和4年3月31日以前である場合。

特定不妊治療として実施する一連の治療の開始日が令和4年3月31日以前であって、すべての治療を自費で行った場合には、年度をまたぐ一回の治療として、令和4年度経過措置の助成金申請をすることができます。

ただし、パターン②を目指して、令和3年度中に男性不妊治療を実施したが、精子が採取できなかった等の理由により、男性不妊治療単独での助成金申請を希望する場合は、その男性不妊治療の終了日が助成金申請上の「治療終了日」となります。申請期限にご注意ください。